

立華学苑 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第22号）第20条の規定により、施設の運営についての重要事項を定めることを目的とする。

(提供する保育等の内容)

第2条 本園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第140号）に基づき、次に掲げる保育、その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第27条第1項に規定する特定教育・保育のうち、保育に限る。）

支給認定を受けた保護者に係る子どもに対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量にかかる利用時間の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る子どもに対し、延長保育（東京都台東区立保育所条例（昭和36年4月台東区条例第2号。以下「条例」という。）第6条第3項の延長保育をいう。）を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

(施設の目的及び運営方針)

第3条 本園は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする子どもを保育することを目的とする。

2 本園は、子どもが健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、家族との連携を密にして、健全な心身の発達と豊かな人間性を持った子どもを育成することを目標に保育を実施する。

(職 員)

第4条 本園に配置する職員及び職務の内容等は、別表第1のとおりとする。

(保育の提供を行う日及び利用時間)

第5条 本園における保育の提供を行う日は、条例第5条に定める日以外の日とする。

2 本園における保育の利用時間は、条例第6条第1項及び第2項に定める時間とする。

(保育料その他の費用等)

第6条 本園の利用に係る保育料は、東京都台東区保育所等保育料条例（昭和62年3月台東区条例第5号）に定めるところによる。

2 延長保育事業にかかる利用者負担額は、別表第2のとおりとする。

3 本園の利用にかかわる保育料以外の負担は、別表第3・別表第4のとおりとする。

(利用定員)

第7条 本園における利用定員は、別表第5のとおりとする。

(利用方法等)

第8条 本園の利用の開始及び終了並びに利用にあたっての留意事項は、東京都台東区保育所等における保育に関する規則(平成27年2月台東区規則5号)に定めるところによる。

(緊急時における対応)

第9条 本園において、保育中に、子どもの容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は子どもの主治医へ連絡をとるなど、別に定める「事故・怪我の対応手順」に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第10条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気若しくは消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 本園において、災害等が発生した場合には、別に定める「自然災害時避難行動マニュアル」に従い、対応するものとする。

(虐待の防止)

第11条 本園は、子どもの虐待の防止を図るため、関係機関と連携し体制の整備を行い、職員に対する研修を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 本園は、別に定める「要保護児童支援マニュアル」に従い、児童虐待の発生予防及び早期発見に努めるものとする。

付 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1

職種	配置人数	職務の内容
園長	1 人	・ 上司の命を受け、園の事務をつかさどる。 ・ 所属職員を指揮監督する。
保育士	8 人以上	・ 子どもの保育に従事する。 ・ 保育計画の立案、実施、記録、その他の事務を処理する。 ・ 家庭への連絡事項の伝達など、保護者対応を行う。
栄養士	1 人以上	・ 子どもへの給食指導等を行う。 ・ 保育所の献立を作成する。 ・ 保育所の調理施設の衛生管理を行う。 ・ 献立の指示を行い、調理を行う。
調理員	1 人以上	・ 献立に基づき、調理を行う。
事務員	1 人	・ 園全般の事務を行う。
用務員	1 人	・ 園全般の用務を行う。

別表第2

標準時間	延長保育料（月曜～金曜） 《時間払い》		
	ひよこ・もも	はな	つき・ゆき
18:01～19:00	400円/30分	300円/30分	200円/30分
閉園時間後	2000円/30分		
標準時間	延長保育料（月曜～金曜） 《月払い》		
	ひよこ・もも	はな	つき・ゆき
18:01～19:00	5000円/月	4000円/月	3000円/月
閉園時間後	2000円/30分		
	延長保育料（月曜～金曜） 《時間払い》		
	ひよこ・もも	はな	つき・ゆき
～8:30	400円/30分	300円/30分	200円/30分
16:31～			

別表第3

制服等価格表		文具等価格表	
品名	単価	品名	単価
ジャケット	7,480	お道具箱	510
ブラウス	1760	はさみ	450
スカート	4,730	のり	190
半ズボン	4,840	クレヨン	440
スモック（冬用）	2,530	ねんど	260
スモック（夏用）	2,970	ねんどケース	300
体操服（上）	1,950	ねんどヘラ	190
体操服（下）	1,310	ねんど板	590
カラー帽	680	防災クッション	1,935
カバン	4,400	コットキルトパッド（乳児）	1,870
ジャケットボタン	180	コットキルトパッド（幼児）	2,090

別表第4

紙おむつ処理代	¥1,240/月
写真代	¥90/枚～
夏祭り縁日券代	¥100/枚
試食会参加費	¥400/人

別表第5

認定区分	年齢区分	利用定員
法第19条第1項第3号 に規定する子ども	1～2歳児	28名
法第19条第1項第2号 に規定する子ども	3歳以上児	42名
合計		70名